

自 令和2年5月13日

至 令和2年5月13日

第2回 和木町議会臨時会

令和2年第2回（5月）臨時会
令和2年第2回和木町議会臨時会
（令和2年5月13日）

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

1. 報告第 3号

令和元年度和木町一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について

2. 報告第 4号

令和2年度和木町一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について

3. 報告第 5号

和木町税条例等の一部改正に関する専決処分について

4. 議案第27号

令和2年度和木町一般会計補正予算（第2号）

○出席議員（10名）

1 番	津 島 宏 保	
2 番	栗 本 詠 子	
3 番	嘉 屋 富 公	
5 番	上 田 丈 二	
6 番	灰 岡 裕 美	
7 番	上 岡 富 士 夫	
8 番	小 林 秀 嘉	
9 番	森 脇 明 美	
10 番	中 村 充 子	副議長
11 番	兼 本 信 昌	議 長

○説明のため出席した者

町 長	米 本 正 明	
副 町 長	河 内 洋 二	
企画総務課長	田 中 雅 彦	
税 務 課 長	吉 岡 司	
住民サービス課長	坂 本 啓 三	
都市建設課長	村 岡 辰 浩	
保健福祉課長	森 本 康 正	
教 育 長	重 岡 良 典	教育委員会
事 務 局 長	渡 邊 良 平	〃

○会議に従事した職員

事 務 局 長	田 中 敬 子
書 記	松 島 久 子

- 開 会 11時 00分
- 議 長 おはようございます。
和木町広報係及び日刊いわくに、中国新聞、和木ちゃんねるから議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。
携帯電話お持ちの方は、電源オフ、または適切な処置をお願いいたします。
- 議 長 ただいまから、令和2年第2回和木町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番議員 上岡富士夫君、8番議員 小林秀嘉君を指名いたします。
- 議 長 日程第2 会期の決定を議題といたします。
おはかりします。
本臨時会の会期は、5月13日、本日のみとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
- 議 長 したがって、本臨時会の会期は、5月13日、1日とすることに決定をいたしました。

議 長

日程第3 報告第3号令和元年度和木町一般会計補正予算
（第8号）に関する専決処分について

日程第4 報告第4号令和2年度和木町一般会計補正予算
（第1号）に関する専決処分について

以上、2議案についてこれを議題とします。議事進行上、一
括して執行の説明を求めます。

田中企画総務課長

田 中 企 画
総 務 課 長

報告第3号及び報告第4号についてご説明いたします。

まず、報告第3号令和元年度和木町一般会計補正予算（第8
号）に関する専決処分について、ご説明いたします。

この報告は、ふるさと納税の返礼品の品目や返礼率を見直し
たことに伴い、令和元年度のふるさと納税に係る予算額を減額
しておりましたが、当初見込みよりもふるさと納税の申出が多
く、返礼品に係る経費に不足が生じる見込みであることから、
必要な予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規
定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせてい
ただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、
承認を求めるものでございます。

2ページをお開きください。補正予算の概要といたしまして
は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ515万円を追加
し、予算総額を39億6,826万1千円とするものでございま
す。

4ページをお開きください。款2総務費において、ふるさと
納税お礼品に係る必要経費として515万円を増額していま
す。

3ページへお戻りください。 款17寄付金に1,050万円
を増額し令和元年度のふるさと納税を7,600万円と見込ん
でいます。 款18繰入金は、歳入歳出を調整するため財政調

整基金繰入金を535万円減額しております。

続きまして、報告第4号令和2年度和木町一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について、ご説明いたします。

この報告は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業状況が悪化した、町内に住所を有する飲食店業者を支援するため、和木町飲食店業経営支援補助金を交付することに必要な予算措置を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせていただきましたので、同条第3項の規定により町議会に報告し、承認を求めるとのことです。

2ページをお開きください。補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、予算総額を40億1,247万7千円とするものとなります。

4ページをお開きください。款6商工費において、新型コロナウイルス感染症対策飲食店業経営支援補助金として100万円を増額しています。これは、1事業者10万円で10件分を見込んだものです。

3ページをご覧ください。款19繰入金は、この事業の必要経費として福祉基金から100万円を繰り入れるものとなります。

以上で、報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

議 長

これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

報告第3号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

灰岡裕美君

灰岡議員

先程のふるさと納税についての専決処分の件なのですが、3

月議会では、ふるさと納税に対する返礼品、ティッシュペーパー等の物流等がコロナウイルスのために滞っておりまして、まだ返礼品がなかなか送れない状況ですという報告を伺っております。現在の状況とそれに対する、ふるさと納税をしてくださった方々の状況、クレームがあったかとか、快く受け入れてくださったか、そういうことをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

田中企画
総務課長

ふるさと納税のティッシュペーパー、トイレットペーパーにつきましては、今、議員が仰いましたとおり、3月議会途中におきまして、在庫がなくなったということで、取扱業者、メーカーの方から説明を受けまして、その時点で4月末までが期限だったと思いますが、ティッシュペーパー、トイレットペーパーのふるさと納税の取扱いは停止させていただきました。4月になりまして、再度、説明に来られまして、4月時点におきまして、やはり、物流の面、或いは在庫の面から、ふるさと納税の申し出をされまして、ちゃんとそれをお届けできる保証がなかなか出来ないことから、当面、取扱いは停止させていただきたいという申し出を受けましたので、現時点におきましてもふるさと納税のティッシュペーパー、トイレットペーパーの取扱いは停止させていただいております。なるべく早急に取扱いを開始したいなと思っておりますが、現状はそのような状況でございます。また、3月時点で取扱いを止める時、その時点で既に申し込みをされていた方がおられました。かなり遅れまして、1ヶ月以上かかってお届けするという事態もあったと聞いておりますが、特段大きなクレーム等は受けておりません。ただ、品目を変更されるとか、そのような申し出は数件いただいたところでございます。

議長

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）
- 議 長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。
報告第3号令和元年度和木町一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手
- 議 長 したがって、報告第3号は原案のとおり承認されました。
- 議 長 報告第4号について、質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）
- 議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）
- 議 長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。
報告第4号令和2年度和木町一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手

議長

したがって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

議長

日程第5 報告第5号和木町税条例等の一部改正に関する専決処分について

これを議題とします。

執行の説明を求めます。

吉岡税務課長

吉岡
税務課長

報告第5号和木町税条例の一部改正に関する専決処分についてご説明いたします。

和木町税条例の一部を改正する条例について、令和2年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。今回の専決処分は、本年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律等に伴い、和木町税条例について所要の改正を行ったものでございます。

主な改正点としまして、個人住民税については、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための措置を講じています。また、固定資産税につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するために、登記簿上の所有者が死亡している場合に、現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税できる制度の創設を行うものでございます。それでは、主な改正点について、お手元にお配りしています新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。第24条「個人の町民税の非課税の範囲」についてですが、非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象にするものでございます。

1ページ下段をご覧ください。第34条の2「所得控除」についてですが、寡夫控除額を所得控除の対象から除き、ひとり親控除額を所得控除の対象にし、法律改正による項のズレを修正するものでござ

います。

3ページをご覧ください。第36条の3の2「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書」についてですが、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、申告書への記載を不要とする措置をするものでございます。

4ページをご覧ください。第36条の3の3「個人の町民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族申告書」についてですが、今度は、公的年金等の受給者が単身児童扶養者に該当する場合においても、申告書への記載を不要とする措置をするものでございます。

5ページをご覧ください。第54条「固定資産税の納税義務者等」でございますが、6ページ上段で第5項を追加し、固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産税を課することができる措置をするものでございます。

9ページをご覧ください。第74条の3「現所有者の申告」を新設するものですが、登記簿上の所有者が死亡している場合に、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を措置するものでございます。

10ページ下段をご覧ください。第94条「たばこ税の課税標準」についてですが、重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこについて、紙巻たばこと同等の税負担となるように本数課税へと見直し、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する措置をするものでございます。また、激変緩和を図る観点から、たばこ税率の引上げスケジュールにあわせて、令和2年10月、令和3年10月と2段階で見直しをするものでございます。

11ページをご覧ください。第96条「たばこ税の課税免除」についてですが、第2項を新設し、日本からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者への売渡し等、課税免除の適用に当たって必要な手続きを簡素化する措置をするものでございます。

13ページをご覧ください。附則第3条の2「延滞金の割合等の特例」についてですが、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴い規定の整備を行うものでございますが、パーセントの割合に実質変更を伴うものではございません。

これ以降は、法律改正による項のズレ、または平成から令和へと改元されたことでの修正を行うものでございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
報告第5号和木町税条例等の一部改正に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手

議 長 したがって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

議 長 日程第6 議案第27号令和2年度和木町一般会計補正予算（第2号）

これを議題とします。

執行の説明を求めます。

田中企画総務課長

田中企画
総務課長 議案第27号令和2年度和木町一般会計補正予算（第2号）
についてご説明申し上げます。

補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億7,188万4千円を追加し、総額を46億8,436万1千円とするものでございます。今回の補正予算は、国において閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人10万円が支給される特別定額給付金給付事業や、子育て世帯に対して臨時特別的な給付事業として児童手当受給者に1万円が支給される子育て世帯臨時特例給付金事業に必要な経費を計上するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、和木町の独自事業として、中学3年生までの児童生徒のいる世帯の世帯主に1万円、ひとり親世帯に2万円、高校生、大学生等に1万円、下宿など町外居住の大学生に3万円を支給する和木町子育て応援給付金給付事業、および昨年度から売上高が大きく減少するなど事業状況が悪化した商工業者を支援するための和木町商工業者経営応援給付金事業に必要な経費を計上するために提案させていただくものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の2ページ歳出からご説明申し上げます。

款2総務費は、特別定額給付金給付事業6億3,259万6千円を増額するものです。

款3民生費3,248万8千円の増額は、子育て世帯臨時特例給付金事業1,276万8千円、和木町子育て応援給付金給付事業1,972万円を増額するものです。

款4衛生費は、予防費としてマスクや消毒液の購入経費80万円を増額するものです。

款6商工費は、新型コロナウイルス感染症対策商工業経営応援補助金600万円を増額するものです。

続きまして、1ページの歳入についてご説明申し上げます。

款15国庫支出金6億7,288万4千円の増額は、特別定額給付金給付事業費補助金6億2,600万円、事務費補助金659万6千円、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金1,

070万円、事務費補助金206万8千円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,752万円を増額するものです。

款19繰入金100万円の減額は、4月に事業を開始した新型コロナウイルス感染症に伴う和木町飲食店業経営支援補助金の財源については、福祉基金からの繰入金を予定していましたが、地方創生臨時交付金を充てることのできる見込みとなったことによるものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。
質疑はありませんか。
嘉屋富公君

嘉屋議員 今回補助金で、衛生費80万円とあります。今現在、マスクもしくは消毒液、こちら和木町で抱える在庫、また今度新たに購入するもの、マスク等、例えば何枚くらいとかいう予測があれば教えてください。

議長 森本保健福祉課長

森本保健福祉課長 和木町で現在、在庫の状況でございますが、マスクについては3,380枚、消毒液については105リットルを在庫として備蓄しております。マスクについては、まだあと8,000枚ほど購入予定になっております。

議長 他に質疑はありませんか。
灰岡裕美君

灰岡議員 特別定額給付金一律10万円の給付事業についてお伺いします。
オンライン申請は5月12日から既に受付が始まっており

まして、5月25日給付開始予定、郵送による申請は5月14日発送、5月29日から給付開始予定になっておりますが、申請の期限はいつまでになっているのでしょうか教えてください。

議長 田中企画総務課長

田中企画総務課長 まず、郵送申請の日付なんですけど、資料では、申し訳ありません、14日となっておりますが、できれば、本日13日に発送したいと思っております。で、申請期限なんですけど、国の方針によりまして3ヶ月となっておりますが、たしか8月14日までの締切とすることとなっているというふうに考えております。あっ、和木町におきましての話でございますが。

議長 他に質疑はありませんか。
嘉屋富公君

嘉屋議員 和木町独自の、例えば、短大生、大学生、大学院生に対する補助金応援給付金があります。その中でですね、例えば、予備校生もしくは大学休学中の方に対してはどのようなふうな措置をとるのでしょうか教えてください。

議長 渡邊教育委員会事務局長

渡邊教育委員会事務局長 今回の応援給付金事業は、学生、細かく言うと、学校教育法に定められております高校、高等学校、それから、高等専門学校、それから、短大、大学、大学院こういったところに通学されている方を対象としております。ご質問にありました予備校はこの学校に含まれておりませんので対象とはなりません。

それから、二つ目の質問になろうかと思いますが、休学中の方、これは当然、在学している訳ですから、学生証の写しを以って、この対象とさせていただく、このように考えております。

- 議 長 他に質疑はありませんか。
灰岡裕美君
- 灰岡議員 和木町子育て応援給付金についての質問ももうしてもよろしいですか。まだ説明を受けてないのですが。
- 議 長 いや、結構です。
- 灰岡議員 それではお伺いします。この和木町子育て応援給付金については、申請が必要になるのは高校生以上、教育委員会の所管の学生さんだと思うのですが、まず、申請に必要な書類、わかっていたら教えてください。そして、留学生に対してもこれは大学生として支給されるのかどうか、まず最初に教えてください。
- 議 長 渡邊教育委員会事務局長
- 渡邊教育委員会事務局長 申請に必要なものとしては、まず、学校に在学しているということが当然条件となりますので、在学証明書または学生証の写し、それから町外にお住まいの方の場合であれば、当然、住民票は移さずに町外の大学、専門学校に行っておられる方もいらっしゃると思いますので、こういう方については、アパートもしくは借家の賃貸借契約書、こういったものを付けていただくことを考えております。それから、留学生、これも在学証明書もしくは学生証があれば当然対象になります。
- 議 長 灰岡裕美君
- 灰岡議員 わかりました。それと、もう一つ。住民サービス課の所掌の中学3年生までとひとり親世帯への給付金というのは申請書類が全く要らないということをお伺いしました。で、この高校生以上の申請に対しては、町としては周知をどのようにされて

いるのか、漏れなくみなさんが給付を受けられるように、どのように考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

議長 渡邊教育委員会事務局長

渡邊教育委員会事務局長 高校生、大学生については、ちょっと教育委員会でも、どの方がどこの学校に行っているのか、就職しているとか、こういったところは把握できませんので、あくまでも教育委員会の窓口において申請をしていただくという形をとろうと思っております。それと、すみません、後段の質問は何でしたかね。

あっ、周知の方法ですね。ごめんなさい。

周知の方法は、やっぱり、こちらから通知を差し上げることはできないので、広報、6月広報から7月、8月、満遍なく広報を見ていただくことで周知を図りたいと思いますし、重ねてケーブルテレビ、和木ちゃんねる等で周知をしないと、ホームページと併せて考えております。

議長 灰岡裕美君

灰岡議員 確認なんですけど、その申請の場所と、6月の広報に給付金の案内を載せるということで、申請は6月1日から3ヶ月、期限は3ヶ月ということよろしかったでしょうか。

議長 渡邊教育委員会事務局長

渡邊教育委員会事務局長 そうですね、はい、受付は教育委員会事務局、それから、申請期限は6月広報から8月広報まで載せて、8月末までぐらいで考えております。

議長 他に質疑はありませんか。
上田丈二君

上田議員 ちよつと休憩していただけますか。

議長 暫時休憩します。

休憩 11時 27分

再開 11時 31分

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長 他に質疑はありませんか。

上田丈二君

上田議員 和木町で子育て支援事業をされていますが、その中身について、町独自で新たに支援をされている内容について詳しく教えていただきたいのですけれども。

議長 坂本住民サービス課長

坂本住民サービス課長 それでは住民サービス課所管の2点について簡潔に説明をさせていただきます。今回、和木町子育て応援給付支給事業といたしまして、住民サービス課所管では新たに中学生3年生まで1人につき1万円、ひとり親世帯、世帯ごとに2万円、中学3年生までは約1,020人と見込んで1,020万円の予算を計上しております。ひとり親世帯は約100世帯と見込んで200万円を計上しております。なお、申請につきましては、先程、灰岡議員のご質問がありましたように、どちらもこちらのほうで、児童手当、児童扶養手当等、口座等把握しておりますので原則不要でございます。ただ、中学3年生までのほうは公務員の方は別途申請が必要となります。簡単に私の方の所管を説明させていただきました。

議 長	渡邊教育委員会事務局長
渡 邊 教育委員会 事務局長	<p>補正予算書12ページの和木町子育て応援給付金事業の内 の高校生以上の部分について、教育委員会からご説明いたしま す。新型コロナウイルス感染症の影響により、学生さんに対す る生活支援の一環として考えられたものでございます。支給対 象者は令和2年4月1日現在における和木町住民基本台帳に 登録されている者で学校教育法に定める高等学校、高等専門学 校に在籍する者の保護者、それから高等専門学校の中でも4年 生、5年生、短期大学、大学、大学院に在籍する者、またはそ の保護者、こういったところが支給対象者となっております。</p> <p>で、高校生の学齢の支給対象については、一人1万円、大学 生も同じ額なんですけど、大学生等の内、町外に居住している、 アパート借りたり、寮に入っていたり、そういった方について は、1人につき3万円の支給を想定しております。予算内訳と しては、総額で教育委員会部分が700万円ということになっ ております。申請方法は教育委員会事務局、文化会館内1階の 窓口において申請していただくことにしております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。 上田丈二君</p>
上 田 議 員	<p>和木町の商工業経営応援給付事業についてですけれども、こ の内容についても前回と少し幅広い対象に増えていると思う んですけど、それについてちょっとご説明をお願いします。</p>
議 長	田中企画総務課長
田 中 企 画 総 務 課 長	<p>4月に実施いたしました和木町の独自事業第一弾につつま しては、和木町飲食店業経営支援補助金として、特にコロナウ イルス関連で経営が苦しくなっている飲食店の方をまず第一</p>

に支援しようということでございました。で、今回第二弾となる訳ですが、今回はもう少し事業を広げましてタクシー業、小売業、飲食店、あるいは持ち帰り配食サービス、理美容、遊技場、学習塾等々、幅広い業種の方を対象としようというものでございます。1事業者の方に10万円を考えております。

昨年度同月比で売上高が30%以上減額になっている方を対象にしようというものでございます。

議長 よろしいですか。
上田丈二君

上田議員 第一回目の時にですね、飲食店の方たちの支援金に対してですけど、和木町商工会に入ってなければならないという事で質問したんですけど、その時に、対象業者がなかなか分かりづらいので商工会のメンバーだけを対象にするということだったんですけど、今度は対象が幅広くなりますよね、それに対して商工会が受け持つわけですけど、その、内容の精査というものは商工会だけで大丈夫なのでしょうか。

議長 田中企画総務課長

田中企画総務課長 給付金の交付申請については、和木町商工会を經由して和木町が審査を行いますので、和木町でも担当者が、まあ、私もいますけど、審査は必ず行いますので問題ないと思っております。なお、県事業等々もありまして、そちらの方も商工会が受付ということになっておりますので特に問題はないものというふうに考えております。

議長 よろしいですか。
他に質疑はありませんか。
上田丈二君

上田議員

今回の補正予算で和木町独自の支援をいろいろされて苦労されたと思うんですけど、この他にもこれから第二回、三回という形で支援をされると思うんですけども、今回は商工業者に対してと、子育ての応援資金、支援金という形でされたと思うんですけども、他の市町村ではですよ、もっと幅広い支援をやっておられるところが多いわけですけども、それに対して今後どのような形で増やしていくのかっていうのを、ちょっとお聞きしたいと思うんですけど、例えば、医療介護、保育等とか、町立病院は和木には無いんですけど、病院関係の支援っていうのも大切だと思うんですけど、そういった形においてどういう考えをされているのかちょっとお聞きしたいと思うんですけど。

議長

田中企画総務課長

田中企画
総務課長

まず4月に第一弾の飲食店、5月に第二弾の支援策を提案させていただいてるところでありまして、この、これに続きまして、また、第三弾目も検討の余地がじゅうぶんあるのかなというふうに考えております。で、新型コロナウイルスの感染症のこの影響ですよ、この事業状況がどのように変化するのか、現状は今、現状なんですけど、また月が変わりましたら大きく変わることもありますので、その状況を見ながらですね、どのような職種の方、どのような方が一番困っているのかそれを加味しながら検討を重ねて参りたいというふうに思っております。個別事業について現時点でちょっと申し上げることは難しいかと思えますけど検討を重ねて参ります。

議長

よろしいですか。
他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。
議案第27号 令和2年度和木町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手
- 議 長 したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
おはかりします。
これで、令和2年第2回和木町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議はありませんか。

（「なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
これをもちまして、令和2年第2回和木町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 11時 40分